

昭和二十六年五月十七日（木曜日）午後一時五十三分開会

次に督促手数料の十円を徴収することとは、会計事務の煩雑を招くのみで、

いております。それからその後幹事会等はの間数回開いておりますが、三

の鉱害対策の状況をも合せて調査するということになりました、これにつき

亘る分について賛成しておるといふ点
もないところもございしますが、一応こ

本日の会議に付した事件

○特別鉅害復旧臨時措置法の一部を改

正する法律案（内閣提出）

○通商及び産業一般に関する調査の件

(一般鉋害に関する件)

○高压ガス取締法案（内閣提出）

○委員長(深川榮左工門君) 只今より

通産委員会を開きます。

特別鑑査復旧臨時措置法の一部を改

正する法律案が、今参議院先議で提出

されました。政府当局に対し提案趣旨

の説明を求めます。

○國務大臣(横尾龍君) 只今議題とな

りました「特別鉦害復旧臨時措置法の

一部を改正する法律案」につきました

て、その提案理由を御説明いたし

す。

特別鉅害復旧臨時措置法は、昨年十

二月にその一部が改正せられ、完全な

施行を見ているのでありますが、本年

三月の「国税徴収法の一部を改正する

法律」の制定に伴いまして、納付金等

の強制徴収に関する規定等について、

今回若干の技術的改正を加うる必要性

が生れたのであります。

改正点の第一は、国税徴収法の書類

送達に関する第四条ノ七および第四条

ノ八の規定が「国税徴収法の一部を改

正する法律」によりまして、二条ずつ

繰り下げられましたので、これに伴う

字句の修正を行なつたことであります。

す。

次に督促手数料の十円を徴収すること
 次は、会計事務の煩雜を招くのみで、
 公益を伴いませんので、これを廃止し
 て、代りに督促状により通商
 産業大臣が指定すべき期限内に関する規
 定を挿入することいたしました。
 右の二つの改正点に附加いたしました
 従来解釈、運用によつて補つて参
 りましたところの自己の復旧事に關
 する第十一条第一項括弧書の規定を明
 確にいたしましたのが第三の改正点で
 あります。
 以上簡単な技術的改正であります
 が、何卒慎重御審議の上、可決あらん
 ことを希望いたします。

○委員長(深川榮左工門君) 本法案に
 對する審議は次回に譲ることに御異議
 ございませんか。
 「異議なし」と呼ぶ者あり」

○委員長(深川榮左工門君) 御異議な
 いと認めます。

○委員長(深川榮左工門君) この際丁
 度好機會と存じますので、先般鉅業法
 審議の際問題となりました一般鉅害に
 對する対策はどの程度進捗しておるか
 という点に關して政府当局の御説明を
 願ひたいと思います。

○政府委員(中島征帆君) 先般の委員
 會におきまして一般鉅害の対策につき
 ましていろいろ本委員會におきまして
 も御希望がありました、それによりま
 して十二月の末に一般鉅害の対策を審
 議するための審議會を設けまして、一
 月の二十日にその第一回の委員會を開

月、の初めから約三週間に亘りまして、関係官庁の担当官が共同いたしましたして、宇都並びに九州の主なる釐害地を、視察いたしましたして、一般釐害の状況がどの程度になつておるか、又その実情がどうあるか、更に問題の点の対策についてどういふ点が示唆されるかという点を調査いたしましたわけでありました。その調査の報告を一応取りまとめまして、四月の二十二日であつたか第二回の審議会を開きまして、この内容につきまして報告をし、一応の意見の交換をいたした次第でございます。その報告の詳細は印刷物にいたしましたして、各委員のお手許にも差上げてあると思いますが、これを各委員が十分検討の上この対策についての意見を出すということになつておりますが、今回調査いたしましたのは、両地区ともその釐害地の一部でありまして、全般的な調査を更に精密にするのでなければ、本當の全体的な姿がまだ把握できないという状況にありますので、かた／＼現在までのこの報告による一応の解決方法を研究すると共に、一両月中に更に各地区に亘りまして、この一般釐害の状況を調査する、それによつて實際の被害の状況並びに給付の増額等を十分に調査いたしましたして、その上でその結果によつて、できるだけ早くこの対策を立案する、こういうふうな準備を進めております。かた／＼それと並行いたしまして、ドイツその他の諸外国のこ

の敵害対策の状況をも合せて調査するということになりまして、これにつきましても、近く調査団が出張することになつておりますが、その両方の調査が大体八、九月頃にはまゝとると思つておりますが、それによつて更に委員会等に諮りまして、一応委員会としての案を取りまとめ、政府の意向も決定の上で、予算的措置乃至は立法措置も講ずる、こういうふうなことになるだらうと思ひます。若しもこの先般の調査の内容につきまして御要求がありますれば、この調査報告書の概要を御説明してもよろしいのでございますが……。

○委員長(深川樂左衛門君) 御賀議がございせんか……。今の調査報告書の内容を一つ簡単でよろしくございしますから、一つお願いしたいのです。

○政府委員(中島征帆君) それではこの報告書の大体の考え方を概略御説明申上げます。

調査に参りましたのは、只今申上げました通りに、三月の六日から二十一日までの期間に亘りまして第一班、第二班と二班の調査員が出ております。これには関係各省の係官が数名ずつ参加いたしておりますが、三月の下旬に歸りまして、その後約二週間をこの取りまとめのために要したわけであります。一応ここにできております報告書は、この委員のまゝいわけ個人的な見解に基くものもかなりあります。又全委員全部が、これに無条件に意見に

互る分について賛成しておるという点もないところもございしますが、一応こういうふうな報告書をこの調査団の名前で出しております。一部分留保された点はございすけれども、大体これはそのような趣旨でできております。従つて意見に亘る部分は、少くともこの調査団のうちの主任者の私見と申しますか、或いは資源庁の見解というふうなところに持つて行かなければならぬところもございすますが、そういう点があるところを御了承願ひましてお説み頂ければ幸いと思ひます。

一般の概略の説明沿革等は別にいたしましたして、大体現状がどうなつておるかということを始めに若干説明してございすますが、現在鉦害防止のためにどういう措置がとられておるか。これは法規上によりますと、鉦業法に基く鉦害防止の措置が一つあります。更に鉦山保安法においても鉦害対策の規定がある。この二つの制度によりまして鉦害の対策が行なわれておるわけでありす。規定上は各種な制度がございまして、例えば鉦業法によりますと、鉦区の禁止区域を設ける規定でありますとか、それから公共の福祉に反するといふ場合には鉦業権の出願を許可しない。或いは更に許可した後におきまして施業案を提出させまして、その施業案が一般の公共の福祉を害しないものであるかどうかということ審査する。或いは更に又特別の地域の掘採の制限を行うといふふうな規定もございす。それから保安法におきまして

特にこの鉱害防止のために特別掘採計画を作らせるといふ規定もありません。又更に特に鉱害の生ずる虞の多い場合には、鉱業権の停止命令をいたしますとか、或いは特に鉱害防止のために必要な設備を行う命令をするとかいふ規定もありません。

従つて一応の予防的な措置に關しては制度が整つておるとも言えるのでありますが、これを實際面に見ますと、まだ法律の規定に基くその施行細則的な制度というものが十分完備しておらずといふこと、こういうことが大體認識されております。従つて制度上の各種の規定にかかわらず、實際の鉱害防止の措置といふものが十分運用されておらずといふことが、今度の報告で明らかになつておるわけでありませう。

それからそういう制度と離れまして、どういふふうな實際上の予防対策乃至賠償方法が行われておるかといふことでありますが、現在におきましてこの鉱害防止のまあ一番有効な措置は、坑内の充填であります。掘採跡の充填であります。この充填を完全にいたしますためには、この充填方法を機械化する必要がある。ところが機械化そのものが、掘採の充填よりも現在むしろ掘進とそれから採掘のほうの機械化に追われておまして、掘採の充填まではまだ計画するところの段階まで至つておらず。従つてその点において充填といふことは今後の問題である、こういうふうな報告されております。

これは現地に、或る鉱区の上でそういうふうな鉱害が起きた場合、これがその下乃至はその横の炭坑乃至切羽とどういふ關係があるのか。直接の關係があるのかないのかといふ点をやはり確認いたしますのには、やはりそういういつた關係につきましても理論的な研究が十分なされていなければなりません。従つて、そういう点についてはまだ今後の研究に待つところが多い。従つて理論的に石炭の掘採といふこと、それによつて生じた鉱害とこの間の必然的な因果關係をはつきりさせるということがまだ十分できておらずといふこと、こういうことになつております。

それから更に鉱害が起きた場合に、石炭鉱業がどういふふうな態度で処理するかといふことでありますが、本来からいへば、石炭鉱業の経営といふものは大體において市街地、或いは農地等の掘採が行われる限りは鉱害が必然的に伴ふことが考えられるわけでありませう。従つて石炭鉱業の経営には鉱害賠償のための負担、或いはその復旧のための負担といふものを計算に入れて原価計算を行うのが當然の原則でありますけれども、只今の報告の通り、その關係の直接な因果關係といふものがはつきりしておらずといふこと、又企業経営の原則からいへば、こういうふうな消極的な出費といふものはできるだけ切り詰めたといふふうな、そういう要望もありませう。この賠償金額乃至はその復旧の程度といふものが必ずしも十分に行われておらずといふことは認めざるを得ないわけでありませう。ただ従つてその間の決定はややもすれば被害者と被害者との間の力の關係によつて解決されるものが少なくなつたわけでありませう。ところが最近におきましてはやはり企業の経営の合理化、更に一面におきましては、社会的なこの民主的な力といふものも加つたという両面の關係によりまして一層この賠償賠償の解決方法を合理化するといつたような方法にだん／＼動いて來まして、この賠償額乃至は賠償方法を更に適正にやろうといふふうな動きがだん／＼動いて來ておるといふことが認められております。この点は特に今度鉱業法におきまして賠償基準としての公正且つ適正なる一般の基準といふものを通商産業局長が定めるようなことになつておりますが、これももういふような事情を反映しておるわけでありませう。

それから次に、現実にそれでは各炭鉱においてどの程度の賠償賠償費なり費用の負担をしておるかといふ数字であります。これは先ほど申しました通り、全炭鉱について調べたわけでありませう。多少古い数字を使ひ乃至は一部分の数字を以て見積らざるを得ないわけでありませう。それによりまして、現在全出炭の八〇%を占めておる炭鉱につきまして、昭和二十五年、去年の上期の数字を基礎にいたしまして計算をいたしますと、トシ当りの支払賠償費が北九州におきましては平均六十三円、西九州が十一円七十四銭、九州は平均五十四円三十七銭といふことになつております。宇都が九円六十五銭、これに對しまして北海道等は非常に低くなりましてそれ／＼三十四銭と二円八十四銭といふことになつております。全国的に平均いたしますと二七円七十四銭、こういうふうな数字が出ております。

決されることが少なくなつたわけでありませう。ところが最近におきましてはやはり企業の経営の合理化、更に一面におきましては、社会的なこの民主的な力といふものも加つたという両面の關係によりまして一層この賠償賠償の解決方法を合理化するといつたような方法にだん／＼動いて來まして、この賠償額乃至は賠償方法を更に適正にやろうといふふうな動きがだん／＼動いて來ておるといふことが認められております。この点は特に今度鉱業法におきまして賠償基準としての公正且つ適正なる一般の基準といふものを通商産業局長が定めるようなことになつておりますが、これももういふような事情を反映しておるわけでありませう。

これは平均的な数字でありまして、従つて賠償に關係のない炭鉱につきましては全然賠償費は要らないわけでありませう。従つて賠償を出しておる炭鉱だけをとりましますと、当然にこの金額といふものは更に上といふことが考えられなければならないわけでありませう。そういうふうな一部の炭鉱を、賠償に關係しております一部の炭鉱を更に調査いたしました数字も挙げられておりますが、それらの数字はいずれもこれを上回つております。特にそのうちの特に著しい一炭鉱の例をとりましますと、トシ当りの賠償費が二百八十四円七十九銭といふような多額の数字に上つております。これは生産原価に對しまして六六%という率になりまして、これは原価計算上も輕視できない負担をしておるといふことになつております。

それから大體現状はそういう程度のものであります。この賠償問題が非常にやま／＼になりましたのは、大正年間に入つてからでありまして、特に北九州地区においてこの問題が大きなつたといふ關係から、特別に福岡県の賠償対策の沿革等も調べて、参考までに報告してございませう。これにつきましては説明は省略して頂きますが、ただこの炭鉱地区におきましては、被害を生ずるような場合におきましては、市町村そのものが経済的に炭鉱に依存しておる場合が非常に多いといふ事実から、賠償問題が起きた場合に、町村当局としては一方は住民の利益を考へなければならぬし、更に一面においてはこの市町村財政と申しますか、市町村全体の経済的な見地から炭鉱の利益といふものも無視することはできないといふふうな立場になりまして、その調整に非常に苦しんでおる。従つて市町村としての態度をいたしましては、どうしてもこの両者の協調を希望するほかに、この復旧乃至は賠償につきましても、当事者以外の何らかの国家的な援助を要望して來るような傾向が強い、こういうことが言われております。

これは平均的な数字でありまして、従つて賠償に關係のない炭鉱につきましては全然賠償費は要らないわけでありませう。従つて賠償を出しておる炭鉱だけをとりましますと、当然にこの金額といふものは更に上といふことが考えられなければならないわけでありませう。そういうふうな一部の炭鉱を、賠償に關係しております一部の炭鉱を更に調査いたしました数字も挙げられておりますが、それらの数字はいずれもこれを上回つております。特にそのうちの特に著しい一炭鉱の例をとりましますと、トシ当りの賠償費が二百八十四円七十九銭といふような多額の数字に上つております。これは生産原価に對しまして六六%という率になりまして、これは原価計算上も輕視できない負担をしておるといふことになつております。

それから賠償の種類でございますが、これには御承知のように、公共施設としての河川、道路上下水道といふものが一面にある、又半面におきましては、農地、家屋或いは井戸とか墓地とかいふたような個人的な私有物に屬するものがあるわけでありませう。この前者におきまして、つまり公共的な施設については、それ／＼關係の法規乃至は制度によつて、被害物件に對しましては公共的な見地からその復旧なり補修なりがされるといふふうなことになつておりますので、比較的にこの問題の処理が容易であります。勿論この場合におきましても、国の公共事業費乃至は市町村の行政費等のほかに、加害者に對しまして或る程度負担金を増すといふことは、これは勿論できるものであります。併し負担の程度が全体の復旧費の一部といふことになつたために、比較的この問題の処理が容易である。又その難易にかかわらず、これは当然にはか／＼のやういつた面の制度によつて公共施設の運営といふものに関する制度によつて処理されるべきものであります。賠償問題としての重要性は比較的輕いといふことは言えるわけでありませう。ところがあとのほうの農地或いは家屋、墓地といふたような私有財産に關しましては、この点につきましても助けが非常に少

いうふうな立場になりまして、その調整に非常に苦しんでおる。従つて市町村としての態度をいたしましては、どうしてもこの両者の協調を希望するほかに、この復旧乃至は賠償につきましても、当事者以外の何らかの国家的な援助を要望して來るような傾向が強い、こういうことが言われております。

それから賠償の種類でございますが、これには御承知のように、公共施設としての河川、道路上下水道といふものが一面にある、又半面におきましては、農地、家屋或いは井戸とか墓地とかいふたような個人的な私有物に屬するものがあるわけでありませう。この前者におきまして、つまり公共的な施設については、それ／＼關係の法規乃至は制度によつて、被害物件に對しましては公共的な見地からその復旧なり補修なりがされるといふふうなことになつておりますので、比較的にこの問題の処理が容易であります。勿論この場合におきましても、国の公共事業費乃至は市町村の行政費等のほかに、加害者に對しまして或る程度負担金を増すといふことは、これは勿論できるものであります。併し負担の程度が全体の復旧費の一部といふことになつたために、比較的この問題の処理が容易である。又その難易にかかわらず、これは当然にはか／＼のやういつた面の制度によつて公共施設の運営といふものに関する制度によつて処理されるべきものであります。賠償問題としての重要性は比較的輕いといふことは言えるわけでありませう。ところがあとのほうの農地或いは家屋、墓地といふたような私有財産に關しましては、この点につきましても助けが非常に少

が、これは一応問題を出したという程度でありまして、若干意見に亘る部分もありますが、これによつて更に問題のあり方を十分に検討いたしましたして、更に適當な対策案を練るといふふたな段取りになつてゐるわけであります。

○委員長(深川榮左工門君) この問題は、特別鑑査法と併せて次回に審議することにしたといふと存じますが、如何でございましょう。御異議ございせんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(深川榮左工門君) 御異議ないようでございますから、さように取計います。

ガス取締法案を議題といたします。本法案に關しましては、御承知の通り、第七十條の高圧ガス保安審議會委員の任期をめぐつて問題となつております。これまでの審議経過を見ますると、政府当局の説明では十分でないために、委員各位の御納得を得るに至らぬのではないかとも思われますので、政府原案が作成されました経過等にも触れて詳細なる説明をお願いいたしましたと思います。

○政府委員(長村貞一君) それでは高圧ガス保安審議會につきまして只今まで御説明申し上げましたが、更に補足いたしまして成案を見ますまでの経過等の詳細をあらまし申し上げたいと思つております。

○委員長(深川鑒左エ門君) 速記をとめて。

午後二時二十五分速記中止

午後二時三十分速記開始

○委員長(深川榮左エ門君) 速記を始めて。只今の問題を含めましてこの法案の取扱ひにつきましては御懇談を申上げてみたいと思つておりますが、如何でございましょう。御意見のあるかたは懇談会に移りますから御発表をお願いいたします。

午後二時三十七分懇談会に移る

午後三時四十分懇談会を終る

○委員長(深川榮左エ門君) それでは明日一時からこの問題につきましてもう少し話をして、その後視察に行くことに……。本日の委員会はこれで閉会いたします。

午後三時四十一分散会

出席者は左の通り。

委員長 深川榮左エ門君
理事

委員
古池 信三君
廣瀬與兵衛君
栗山 良夫君
結城 安次君
上原 正吉君
小野 義夫君
下條 恭兵君
山川 良一君
西田 隆男君
境野 清雄君

國務大臣

通商産業大臣 横尾 龍君

政府委員

通商産業 首藤 新八君
政務次官
通商産業省通 長村 貞一君
商化学局長
資源庁長 中島 征帆君
政局長

事務局側

常任委員 山本友太郎君
会専門員
常任委員 小田橋貞寿君
会専門員

五月十五日日本委員会に左の事件を付託された

一、特別鉅害復旧臨時措置法の一部を改正する法律案

特別鉅害復旧臨時措置法の一部を改正する法律案

特別鉅害復旧臨時措置法の一部を改正する法律案

特別鉅害復旧臨時措置法(昭和二十五年法律第七十六号)の一部を次のように改正する。

第十一条第一項中「第五条第二項」を「他の法令の定又は第五条第二項」に改める。

第二十九条第二項後段を次のように改める。

この場合において、督促状により指定すべき期限は、督促状を発する日から起算して十日以上経過した日でなければならない。

第三十二条中「第四条ノ七及び第四条ノ八」を「第四条ノ九及び第四条ノ十一」に改める。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律の施行前にした督促に係る督促手数料の徴収については、第二十九条第二項の改正規定にかかわらず、なお従前の例による。

昭和二十六年七月九日印刷

昭和二十六年七月十日発行

参議院事務局

印刷者 印刷 庁